

関西学院初等部 いじめ防止基本方針

1. はじめに（いじめ防止等の対策に関する基本理念）

関西学院は、「キリスト教主義に基づく人間教育」を建学の精神とし、スクールモットー“Mastery for Service”（社会と人のために自らを鍛える）の実践を教育の目的とする学校である。その根底にあるものは、キリスト教的「隣人愛」に他ならない。児童一人ひとりが他者への愛をもち、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、また学校全体でいじめと対峙するために、関西学院初等部いじめ防止基本方針を定めるものである。

いじめは、児童の心身の健全な成長に重大な影響を与え、将来にわたり内面を深く傷つけるものである。また、いじめが繰り返されることにより、傷害致死や自死というかたちで、かけがいのない命さえ奪いかねない。いじめは極めて重大かつ深刻な人権問題であり、決して許されない行為である。児童のいのち、身体、精神が「いじめ」により危険な状態にある時、学校は全力で児童を守らなければならない。

関西学院初等部では、教職員、児童、保護者が、この基本方針に則り、「いじめを生まない土壌づくり」に向け、強い意志で取り組む。そのためにも、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校環境を整えるものとする。

2. いじめに関する基本的な考え方（いじめの定義）

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、インターネットを通じて行われるものも含む。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3. いじめ防止対策組織の設置

いじめ防止等に関する取り組みを推進するために、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ対策委員会」は、校長室会の構成員（学校長、副校長、宗教主事、教務主任、学事主任、入試委員長、研修委員長、学年主任、専科主任、養護教諭）に準じるものと

し、校長が必要に応じて、該当学年の担任・学年担任、スクールカウンセラー、顧問弁護士、また外部の専門家を構成員に加えることができる。

「いじめ対策委員会」では下記のことを行う。

- ① 基本方針に基づき、いじめ防止に対する取り組みを実施する。
- ② いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがある場合、正確な事実の把握に努め、問題解決にむけた指導、支援体制を組織する。
- ③ 必要に応じて、外部の関係機関、専門機関と連携して事案に対応する。
- ④ 問題が解決したと判断された場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4. いじめ未然防止のための具体的取り組み

(1) 児童や学級の実態把握

- ① 児童や学級の様子を知るために、まず教職員の気づきが大切である。また児童の言動から、個々の状況を推し量る感性を高める。
- ② 児童や学級の様子を、常に児童と同じ目線で観察し、児童はもちろん、他の教員や保護者と情報を共有しながら、正確な実態把握をする。
- ③ 児童の学級内の人間関係をとらえる調査や、配慮を要する児童の教職員間での情報共有を確実にを行い、進級・進学については教職員間、進学先の学校との適切な引継ぎを行う。
- ④ いじめについての教職員研修会を実施し、平素から教職員全体の共通理解を図り、いじめ問題についての教員の対応能力を高める。

(2) キリスト教主義に基づく教育を通しての取り組み

礼拝、聖書科授業、宗教行事など、キリスト教主義に基づく教育活動を通して、自分自身や他者が神から愛されている存在であることを認め、互いに愛し合い、尊重し合える心情を育てる。また自分の非を認め、素直に謝ることや、相手の過ちをゆるすなど、相手の気持ちに寄り添って考え、温かい心で他者に接する態度を身につけさせる。

(3) 学校の教育活動を通しての取り組み

学校行事、学年・学級活動、体験活動・奉仕活動など、あらゆる教育活動を通して、児童の社会性を育む機会を設け、他者の気持ちに共感的に理解しようとする心情を育てる。また互いの違いを認め合い、意見の違いがあっても、他者を批判するのではなく、その意見に耳を傾けながら問題を解決していける力やコミュニケーション能力を育てる。

児童に対して、学校・学年・学級の様々な教育活動の中で、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」という雰囲気をつくり上げていく。

(4) 児童の主体的な活動の推進

委員会活動や学級会活動など、自発的・自治的な活動を活性化させることにより、学校や学級でおこる様々な問題について、児童自らが問題を見つめ、より良き学校・学級をつくらうとする態度を育てる。

(5) カウンセリング体制の充実

児童に悩みがある時には、安心して相談ができるよう、カウンセリング体制を充実させ、学校・保護者と協力をしながら迅速に児童のケアをする環境を整える。

(6) 保護者への働きかけ

PTAの各種会議、学年・学級懇談会などにおいて、いじめに関する学校の指導方針や実態などの情報を提供し、保護者と意見交換をしながら課題の共有を図る。いじめはどこの学校でも起こり得ることや、その問題性について理解を求め、家庭教育の在り方が大きな関わりをもつことを理解してもらう。

5. 早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことをまず認識することが大切である。子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。
- ② いじめは、早期発見が早期解決へとつながる。早期発見のためにまず必要なのは、児童と教職員との深い信頼関係を日頃から構築しておくということである。

深い信頼関係の上に、児童の心の叫びを感じ取ることのできる感性を磨き、児童の気持ちにまず寄り添おうとするカウンセリングマインドを高める努力をする。

- ③ いじめは本人からの申告以上に、保護者からの訴えにより発見される割合が高い。それゆえ、児童の様子を保護者と常に共有し、保護者からの情報を丁寧に聴く機会を大切にする。
- ④ 日常的に、教職員が児童へ必要な声かけをすることにより、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。またスクールカウンセラー、養護教諭、宗教主事の役割についても周知し、相談できる窓口が複数あることを知らせておく。

(2) いじめの早期対応

いじめの兆候、またはいじめを発見した時には、いかなる場合も問題を軽視せず、迅速かつ適切な対応をする。いじめられている児童の立場に立ち、いじめにより傷ついた児童の心の傷みを取り除くことを最優先としながら、解決に向けて組織的に対応する。

いじめを受けた本人はもちろん、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て事実確認を行い、正確な実態把握をする。そして「いじめ対策委員会」を中心に、事案に対する指導体制、方針を決定し、対応する教職員の役割分担を明確にした上で、いじめられた児童へのケアと共に、いじめた児童への指導を徹底する。

保護者との連携・協力、またスクールカウンセラーとの連携により、児童の心のケアを迅速に行う。

いじめられている児童、いじめを知らせた児童を徹底して守るという観点から、あらゆる学校生活上の場面に教職員の目の届く体制を整備する。

6. 重大事態への対処

重篤な事案が発生した場合は、速やかに学校法人関西学院、また兵庫県知事に報告する。事態に迅速に対処し、早期解決を図り、また同種の事態の発生を防止するために、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

事実調査の結果については、いじめを受けた児童、及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

調査結果を兵庫県知事に報告し、兵庫県知事による調査の再調査を受け、再調査の結果を踏まえて、当該重篤な事案と同種の事態の発生の防止のために適切な措置を講じる。

7. いじめ防止基本方針の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、いじめ対策委員会において適宜検証を行い、必要に応じて見直しを行う。